

だいのはら殿塚クリニック 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する指針

制定日:令和8年1月11日 院長 殿塚 規雄

1. 基本方針

当院は、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、医師をはじめとする多専門職種から構成される医療・ケアチームで、患者様とそのご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者様ご本人の意思決定を支援し、医療・ケアを提供することに努めます。本指針は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に準拠しています。

2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者様の状態を踏まえて、医師をはじめ多職種にて構成される医療・ケアチームにて医学的妥当性と適切性を基に判断するものとします。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

(1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けるご本人が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで、医療・ケアを進めるものとします。

(2) ご本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームが行い、話し合いを繰り返し行います。

(3) ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できる者も含めて、話し合いを繰り返し行います。

(4) 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

(5) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

(1) ご本人の意思の確認ができる場合

- ① 専門的な医学的検討を経て、適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、ご本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえたご本人による意思決定を基本とし、方針の決定を行います。
- ② 時間の経過や心身の状態の変化等に応じてご本人の意思が変化しうるため、医療・ケアチームは適切な情報提供と支援を継続します。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

(2) ご本人の意思の確認ができない場合

ご本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

- ① ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② ご家族等がご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご本人に代わる者としてご家族等と十分に話し合い、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ③ ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

5. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

医療・ケアチームの中で決定が困難な場合、あるいはご本人・ご家族等との話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等は、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うものとします。

以上